

カミーリア筑紫野スポーツクラブ スクール会員規則

第1条 (名称および所在地)

- 本スクールは、カミーリア筑紫野スクール(以下当スクールという)と称し、特定非営利活動法人カミーリア筑紫野スポーツクラブ(以下CCSCという)が主催、監修、運営をし、本部事務所をCCSC事務局(福岡県筑紫野市二日市北1-13-17)内に置きます。

第2条 (目的)

- 当スクールは、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎・能力や才能の芽が培われる極めて重要な時期と考えます。
- その期間に、子どもは自分の人生を左右する様々な経験を積み重ねていきます。幼児期の子どものわずか1日でも、大人にとっては大変長きにわたる貴重な時間となりうるのです。
- 生活や遊びなど様々な具体的な体験や経験を通すことで、情緒的な発達・運動能力の発達・言語の発達・知的な発達・社会性や生活力といった人間として、そして社会の一員としてよりよく生きていくための基礎を獲得する貴重な時期となるのです。
- 幼児期は、知的な発達・心の発達・社会性(人間関係)の発達において「臨界期(りんかいき)」という一生の中でもっとも物事を最も効率よく吸収できる時期にあたります。こどもの能力を伸ばし、才能を開花させるのが容易な時期になります。
- 当スクールは、専任指導者による一貫指導により、この時期にこそ経験しておかなければならないことを提供する機会を設けていきます。これらのことを十分に行わせることで、その子どもの将来、一人の人間として充実した生活を送る上で不可欠な要素を提供していきます。

第3条 (構成)

- 当スクールは、U-6(幼稚園年中・年長園児)・U9(小学生 低学年)・U12(小学生 高学年)・U15(中学生)を対象としたカテゴリで構成されます。男女ともにすべてのカテゴリで入会いただけます。
- *キッズ・6歳頃までに神経系は大人の90%にも達します。いろいろな運動にチャレンジすることが脳の発達を活発にし運動能力を身につけるチャンスなのです。元気でたくましい子供を育てること、心を育てるが目標です。
- *プレ・ゴールデンエイジ・8~9歳頃までに人間の成長の中で一生に一度だけ訪れる神経系の発達が著しい時期で、この時期を非常に大切にしています。
- *ゴールデンエイジ・12歳頃までにスポーツの技術を習得するのに最も適しています。神経系の発達がほぼ完成に近づき形成的にもやや安定した時期ですから、動きの巧みを身につけるに最も適しています。
- *ポスト・ゴールデンエイジ・中学生(ジュニアユース)年代にあたります。神経系の発達がほぼ止まり、生殖系も含め身体的な発育が著しくなります。この時期は心肺機能の向上と共に筋肉・骨格が急速に伸び、体のバランスが今までとは異なってきます。身体の発達の個人差(早熟・晩熟)により、スランプに陥ったりする時期の特徴です。より速く、より厳しい状況の中でも行えるような実践的なトレーニングをする必要があります。

第4条 (入会資格及び手続き)

- 当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、当スクールが入会に適すると認めた者(以下会員という)とします。
- 当スクールは、指導サイクル(U6・U12・U15)ごとに手続きをおこなっていただけます。指導サイクル(U6・U12・U15)は、対象カテゴリにより異なります。

第5条 (年会費等)

- 会員は、年会費、登録料(必要に応じて外部団体との連携の際に必要な場合があります)、保険料(別途定める保険料)、個人用具・ユニフォーム費(別途注文した用具代)を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。
- 年度途中・指導サイクル中で入会の場合の年会費は、月会費1回相当分となります。保険料、登録料は年度途中の入会でも変更はありません。

- 本規約に基づく、年会費・登録料・保険料は、年に1回指定した所定の手続きで会員の指定口座より自動引落により支払うものとし
ます。
- 会員から当スクール指定口座へ期限までに振込む金額については、金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とし誤って入金
した場合の返済にかかる手数料も同様とします。

第6条（月会費の支払い方法）

- 本規約に基づく月会費の支払い方法は、当スクールの指定する金融機関の預金口座から毎月末日（末日が金融機関休業日の場合は翌営
業日）の引落により支払うものとし。会員は指定金融機関に預金口座を開設のうえ、毎月残高不足がないように、引落日前日まで
に入金するものとし。何らかの事情で引き落としができなかった場合は、翌月5日（5日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に
再引き落としがかかります。
- 月会費は、翌月分を上記の方法により末日に引き落とします。
- 引き落としができなかった場合は、翌月の引き落とし額に加算するものとし。

第7条（遵守事項）

- 会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとし。
- コンプライアンスコードをご覧になられた会員の皆さままで、本コード違反に気づかれた方は、CCSCまで連絡するものとし。

第8条（活動期間）

- 当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。
- 各カテゴリの指導サイクルは、原則として、活動期間内に開始・終了します。
- スクール以外のイベントなどの活動は、その都度、会員に連絡し、会員の参加意思にお任せいたします。

第9条（届出事項の変更）

- 会員は、当スクールに届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当スクール届出るもの
とします。なお、前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合につい
ては、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとし。

第10条（入会）

- 入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、年会費は入会月よりかかります。

第11条（退会）

- 会員が会員都合により退会する場合は、所定の手続きにより退会を希望する月の前月20日までに当スクールに退会届（HPからの問
い合わせフォーム、もしくはメールでも可）を提出し、当スクールの承認を得るものとし。
- 退会を希望する月の前月20日までに退会届が提出されていない場合は、退会希望月の月会費を指定口座より引落することとなります。
- 一旦退会した会員が再入会する場合、退会年度内ならば、年会費・保険料・登録料（他クラブへの移籍退会を除く）は、該当年度にお
支払いいただいた年会費・保険料・登録料を充当します。

第12条（休会）

- 会員が会員都合により休会する場合は、所定の手続きにより、休会を希望する前月20日までに当スクールに休会届を提出（メール可）
し、当スクールの承認を得るものとし。休会中の月会費の引き落としは行われません。
- 休会を希望する月の前月20日までに休会手続きがなされない場合は、休会希望月の月会費を指定口座より引落することとなります。
- 休会が次年度にかかる場合も、自動的に退会とはなりません。ただし、第14条2項の場合は退会とします。

第13条（復会）

- 休会した会員が復会する場合は、所定の手続きを行い、速やかに当スクールの承認を得るものとし。
- 休会した会員が復会した場合、復会月より月会費の引き落としを行うものとし。

第14条 (継続)

- 当スクールは年度ごとに自動更新とします。
- 小学6年生から中学1年生に進学する会員の中で、継続希望の場合はメールで申請、希望しない場合は自動退会となります。
- 中学3年生は、自動退会となります。

第15条 (保険)

- 会員は入会手続き完了後、スクールの指定した傷害保険に加入となります。
- 加入手続きは、当スクールが行いますが、保険料は第5条に準じます。
- 傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第16条 (負傷時の処置)

- 会員がスクール中に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第17条 (除名)

- 会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。
 1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
 2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
 3. 年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したときなお、3ヶ月以上滞納の場合は、法的手続きを取らせていただく場合があります。

第18条 (休講・閉鎖)

- 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第19条 (免責)

- 会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。

第20条 (不可抗力)

- 天災地変、有事などによる当社の事由によらない事象、その他双方の責めに帰すべからず事由により、この規則の全部または一部が履行遅滞または履行不能になったときは、当スクールは責任を負わない。

第21条 (その他)

- 当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。
- CCSCは、ご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合があります。また、法令等に基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合にも、当該公的機関に提供することがあります。

第22条 (発効)

- 本規約は、2020年4月1日より発効するものとします。